

第2号様式（第4関係）

令和7年5月23日

調布市議会議長 井上 耕志 様

提出者 調布市議会副議長 内藤 美貴子

視察等共通部分報告書

下記のとおり、視察（研修・視察研修）を実施いたしましたので、視察等個別部分報告書（第3号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

「議員のコンプライアンスについて」

・議員の責務、兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費等について

2 実施期日（期間）

令和7年4月10日（金）午後2時から午後4時まで

3 実施場所（視察先・研修会場）

全員協議会室

4 実施目的

請負に関する制度理解促進のほか、兼職・兼業禁止なども含めた議員のコンプライアンス向上を図ることを目的とする。

5 参加者の氏名（28人）

松野 英夫 磯邊 隆 鈴木ほの香 田村ゆう子 青山 誠

山根 洋平 田中 謙二 沼田 亮 藤川 満恵 平野 充

榊原登志子 木下 安子 岸本 直子 古川 陽菜 阿部 草太

澤井 慧 佐藤 堯彦 大野 祐司 須山 妙子 内藤美貴子

川畑 英樹 丸田 絵美 清水 仁恵 井上 耕志 宮本 和実

伊藤 学 鈴木 宗貴 大須賀浩裕

調布市議会

-7.5.23

収第 220 号

6 実施結果（視察概要・研修概要）

元全国都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏 を講師に招き「議員のコンプライアンスについて」をテーマとして、議員の責務、兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費等について講義を行っていただいた。その内容は以下のとおりである。

(1) 議員とは

議員とは、政治家であるとともに、地方公務員法第3条に定めのあるとおり、特別職の地方公務員である。勤務時間がなく、雇用関係にない。常勤・非常勤という区分けには該当しない。また、公務員の守秘義務は、特別職である議員には適用されない。議員の活動は多岐にわたり、どこから得た情報かを特定することが困難であるためだが、プライバシーに関する情報などを安易に漏らしていいというわけではなく、公務員という立場上、守秘義務は当然に守らなければならないものであり倫理の問題である。

(2) 議員のコンプライアンス

一般的にコンプライアンスとは、「法令を遵守すること」とされている。その趣旨は、企業、具体的には雇用関係にある社員が法令等を遵守することにより、企業の社会的信頼を維持、向上させ、延いては収益を高め、株主など関係者の利益に資することにある。加えて、企業の社会的使命を果たす責任がかる。議員のコンプライアンスを考える場合、議員にとって職場は議会だけかという考えもあるが、議員は例えるなら議員という仕事を行う個人事業主であり、どこでも職場と言える。また、やってはいけないことを明確にするだけでなく、やるべきことを自らに課すことに意義があり、命ぜられるのではなく、主体的・自己責任性が非常に強いものである。

政治倫理とは、コンプライアンスの核であり、政治倫理は単に内心の道徳的規律だけではなく、政治に係わる者の行為規範(守るべきルール、行動の指針)である。政治とカネの問題にもなるが、職務の公正・公平性の確保が必要である。口利きについては、高圧的立場、威圧的な言いぶりで執行部を委縮させると、パワーハラスメントになる。議員活動の透明性の確保として、資産公開や政務活動費の収支報告が問題となるが、最近ではより高い倫理が求められ、SNSによる発信などにおいて議員の高潔性の確保が求められている。政治倫理条例や基本条例は、制定に携わった議員は理解しているが、新しい議員への継承が難しい。基本的な条例は見直しの場を作ることが大事であり、意識の共有化が必要である。

(3) 寄附禁止

「寄附」とは、お金だけでなく、物品、その他財産上の利益になるものを与えたり、与える約束をしたりすることであり、候補者等（候補者、候補者となろうとする者及び公職にある者）は、当該選挙区内にある者に対し、どのような理由かを問わず、寄附をしてはならない。売買代金や、会費・党費など決められた額を支払う義務のあるもののように「債務の履行」として支払うものは寄附にはあたらないが、経済的な価値が極めて少ない物に対し法外な支払をする場合は、寄附と見られることもある。

(4) 兼職禁止と兼業禁止

兼職禁止は地方自治法第92条に規定があり、他の公職を兼ねることはできない。また、二元代表制の趣旨から執行機関の職（監査委員、審議会委員は例外）に就くことはできない。

兼業禁止は地方自治法第92条の2に規定がある。議員は職業を持つことは禁止されていないが、当該普通地方公共団体（調布市）と請負関係にあることが問題となる。主な理由として、議員は行政に対して監視の目を働かせる役割があるが、市と経済的な関係があると判断が鈍ってしまい、公正公平な判断ができなくなる恐れがあるためである。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている。兼業禁止には2パターンがあり、議員個人が普通地方公共団体との間で請負関係にある場合と、議員が主として同一の行為をする法人の役員等として当該法人と普通地方公共団体との間で請負関係にある場合がある。後者では、当該普通地方公共団体への売り上げが、会社の売り上げの50パーセント以上の場合に該当するとの判例がある。この場合、契約そのものは無効にならないが、議員は失職となる。高知県馬路村議会で、過去に議員による村への土地賃借が、兼業禁止規定に抵触しているとして、失職した事例がある。自治法改正前の総務省の「請負」の解釈では、広く業務として行われる営利的・継続的な取引を対象とするとされてきた。1回限りの現金売買のように単なる一取引でなく（行実昭和27年6月21日）、反覆、継続性があることなどが示されていたほか、指定管理者や補助金の交付を受けている者は対象外とされていた。

令和4年に地方自治法が改正となったが、その背景には議員のなり手不足の問題があり、1つの要因として兼業禁止があり、緩和できないかという議論があった。改正の考え方として、規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完

成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」と明確化した。また、契約の額に制限を設けて、政令で定める額（３００万円）以下であれば適法となるように緩和された。

(5) 政務活動費

政務活動とは、議会活動の前提となる会派（議員）活動である。議員活動すべてが政務活動ではなく、議会活動に結び付く活動が基本となる。政務活動費の基本的考え方としては、次の９点が挙げられる。政務活動とは議会活動の前提となる活動であること。政務活動費は「使うことありき」ではないこと。「返金ありき」でもないこと。政務活動費は元々精算払いであり実費（経費）にのみ充当できること。政務活動費の充当は自己責任であること。政務活動による成果を明らかにすること。収支報告書は会計報告というだけではなく、活動報告でもあること。透明性の確保に努めること。事務局を信頼し、事務局の助言に耳を傾けること。

また、政務活動費の使途についての留意事項として最高裁の基本的考え方から、当該行為（充当しようとしている活動）の客観的な目的や性質に照らして、議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められるか、という観点から、政務活動費を充当することが必要である。その上で、政務活動費の趣旨に沿った運用を行い、他の経費との区別を明確にすること、実費弁償を原則とすること、政務活動に直接必要な経費であることを原則とすること、資産形成に資することがないように、また誤解されないよう留意すること、各議会が作成するマニュアル（使途基準）に従うことが大切である。

会派活動の考え方として、「会派」は、議会の内部において議会活動を行うために必要なものとして設けられる団体であるので、政務活動以外の活動は行えないというのが基本的考え方であるため、会派活動は全額充当が原則である。しかし、広報誌などは、議員のＰＲなどが含まれることがあるため例外となる。

(6) SNSの活用

SNSは政策等の情報発信及び住民の生の声（批判も含めて）を聴くために有効な手段である。また、住民のさまざまな意見を議員活動に反映させるためには、年齢や社会的地位に応じてそれに適したSNSを使いこなすことも必要である。一方、議員には守秘義務が課せられていないが、議会活動等で入手した情報、特に個人情報については、自分自身に守秘義務を課し、公表することは控えるなどの注意が必要である。また、「批判」と「誹謗・中傷」との違いを自覚すること、政治・宗教・

人種、特定の団体や人を攻撃しないこと、などについて留意する必要がある。

(7) ハラスメントの防止（禁止）

ハラスメントは人格の否定であり、人権侵害である。本来的には職場だけの問題にとどまらず、人間として守るべき倫理である。主観的に「嫌がらせ」と感ずればハラスメントとすると、個人の感情の分だけさまざまなハラスメントが発生することになり、主観的なハラスメントを客観的な基準で判断しようとするのが類型化の目的である。実際のハラスメントは類型化されているものにとどまらないことにも注意を要する。ハラスメントの可視化をするため、議員のハラスメントに関する職員アンケートを実施している事例もある。また、市全体として第三者機関を設けてハラスメント防止条例を作っている事例もあるが、二元代表制における執行部と議員の間の溝を超えて、最終的には自治体全体としてハラスメントに関するルールを作っていくという体制が必要ではないかと考えられる。



7 その他

特になし

8 実施結果に対する所感、意見等

視察等個別部分報告書のとおり

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	松野 英夫
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員のコンプライアンスについて～「やるべきこと」と「やってはいけないこと」～		
講師：内田 一夫 元全国都道府県議長会事務局次長		
2 実施結果に対する所感、意見等 （質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
調布市議会基本条例において「(1) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握します。(3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。」と示されている事を例にあげ、議員としての立場について、また、議員にとっての職場や立ち振る舞いや、議員自身が主体的・自己責任を全うする事が基本的に考えられ、議員のあり方として政治倫理を中心とした講義が展開された。政治倫理とは、代表者としての品位を保ちながら、公平・公正に行動し、公的な利益を追求するために議員が持たなければならない行為規範である。具体的な例として、寄附禁止があげられる。次に兼職禁止と兼業禁止。また、政務活動費や SNS、ハラスメントがあげられ、条例や各自治体で問題となった事例を中心とした講義であった。 受講後に感じた事は、多くの部分で見直しが必要であることであった。 兼業については、議員のなり手不足に配慮し令和4年に地方自治法が改正され、議会の議員に関わる請負に関する規制の明確化及び緩和する内容となった。しかし、請負の定義を明確化すること、請負関係透明性の確保といった課題があることが理解できた。 また、近年では議員が広報として利用している SNS への課題もある。SNS では有用な情報もあれば、フェイクニュースといった正確ではない情報も多く、「批判」「誹謗・中傷」そして人格を否定するような言動が目立つ事も事実である。それは議員、ジャーナリストといった間でも行われる場合もあり、こういった問題は議員の SNS 上でのマナーに則って行うが、ハラスメントにつながる事もあり、条例制定といった具体的な対策が必要である。		

ハラスメント対応の課題では、ハラスメント防止、対応策を具体的にしていかなければならないことを理解した。狛江市では「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」を制定し「何人もハラスメントを行ってはならない」としている。

昨今のニュースを見るに、議員の品位が問われている時代であると実感している。この度の副題である「やるべきこと」と「やってはいけないこと」とある通りに、議員自らが律し、市民の為に努めていくべきであると学んだ講義であった。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

上記に記載

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	磯邊隆
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンスについて」 ・議員の責務，兼職・兼業の禁止，請負禁止の緩和，政務活動費等について		
2 実施結果に対する所感，意見等		
（質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等） ・議員は特別職の地方公務員。365 日 24 時間活動する。守秘義務の適用がなく、政治倫理を遵守すべき。議員の使命（調布市議会基本条例）は「資質の向上」「市民の意見の把握」「市民への説明責任」。議員のコンプライアンスは雇用主ともいえる市民に対して信頼を得るために法令順守を使命とすることである。個人事業主といえる議員はどこでも職場である。命ぜられるのではなく、主体性を持つことが大切。 ・政治倫理は品位をもちつつ公的に利益を追求する議員の行動規範。職務の公正・公平性の確保として寄附禁止、兼職・兼業禁止、議員活動の透明性の為の政務活動費の収支報告、議員の高潔性の確保としてソーシャルメディアポリシー（SNS 等）の徹底、ハラスメント禁止等が挙げられる。調布市議会でも議会基本条例が施行されているが、見直しが必要である。これを受けて先日数名の議員で議会基本条例の読み合わせと見直しについての勉強会を開催した。兼職・兼業の禁止は地方自治法 92 条に定められている。兼職に関しては市民からの負託に応えるため職務に専念しなくてはならない。兼業に関しては当該地方公共団体に対し請負をするものは支配人及び清算人たることはできない。失職の場合もある。 ・政務活動費は会派及び議員の調査研究・研修・広聴広報・要請陳情・住民相談等に対して交付・充当されるもの。使う事ありきだけでもないが、活動をしていないということにも捉えられるため、返金ありきでもない。単なる会計報告というだけではなく活動報告でもあり、透明性の確保に努める。政務活動費は趣旨にあった運用を行わなくてはならず、党勢拡大や個人の選挙活動、飲み会や慶弔経費にあててはならず、他の経費と区別をしなくてはな		

らない。資産形成に資することがないよう、備品はできるだけリースにするのが望ましい。購入において発生したポイントは政務活動の目的以外での使用はできない。

・広報誌については議員個人の写真・プロフィール・あいさつ文等は当該議員の選挙活動とならない工夫が必要。市民に興味を持ってもらうために創意工夫も必要。会津若松市議会では政党の記事は按分になっていたが、小さくとも市民の十分な理解を得られないと考え、政務活動費が充当される広報誌では掲載ができないこととした。

・ハラスメントの防止は一般的には労働者の保護として機能。議員のハラスメントの実態として、国立の職員の調査では 28%が議員からパワハラ等のハラスメントを受けていたとされる。議員が関係するハラスメントに第三者機関を設けている例で狛江市は「ハラスメント防止条例」「ハラスメントの防止などに関する指針」を制定。市長・議員に課すことにより全職員の勤務環境の保持。ハラスメントに関する調査審議、公平な処理にあたるための「狛江市ハラスメント苦情処理委員会」を設置。委員会は有識者 3 名と市職員 2 名。当事者が市長または議員だった場合は市職員の代わりに臨時に 2 名の委員を置くことができる。反した場合、懲戒処分、行為者が市長または議員だった場合は市長の責任で氏名・ハラスメントの内容を公表できる。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

調布市でもハラスメントに関しての第三者機関を設けるべき

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	鈴木ほの香
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
調布市議会議員研修 「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感、意見等 （質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
特別職公務員である議員は雇用関係になく、公務員の守秘義務が議員には適用されないが、それは決して「守らなくてよい」ということではなく、政治倫理の問題になるというお話が印象に残った。 議員は住民の信頼を維持し、向上させるために法令等を遵守することを使命とすべきであり、それを破ることは信頼を失うことに直結すると思う。今般、調布市議会を取り巻く状況はまさに市民の信頼を失うことであると思っている。少しでも、一度でも法令等あるいはルールを破ることをしてしまうと、市民の信頼を失い、それを取り戻すことは容易ではない場合も多くあると感じる。自分の行為が調布市議会議員としての行為であり、市議会としての信頼を失いかねないということを改めて自覚する必要がある。 SNSの活用については、今の時代は議員としても必要性が高まっていると感じる。議員活動を市民に発信するためのツールとしてほとんどの議員が活用していると思うが、長所が多い一方で短所もある。議員には守秘義務は適用されていないが、市民に発信してもよいかどうか、個々の判断が大きく問われるものである。特に災害時など、多くの情報があふれて市民が混乱しやすい状況ではなおさら、誤情報に注意したり呼び掛けたり、冷静に行動することが議員に求められると思う。 また、「批判と誹謗中傷との違いを自覚するべき」というお話もあった。昨今は誹謗中傷が一因となり自治体議員が辞職したり自殺に追い込まれる件も起きている。誹謗中傷は命を奪いかねないということを強く意識しなければならないし、そこまでいかなくとも議員の品位を保つこと、市民の信頼を維持することを考えれば絶対にしてはならないことである。それはハラス		

メントもまた同様であると思う。議会におけるハラスメントは必ずしも市民に見えにくい部分もあるため、閉鎖的な環境でハラスメントをなくしていくためには議員一人ひとりが意識をかえていく必要がある。今回の研修も含めて、こうしたテーマの研修は定期的の実施していくべきである。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

2 に記載

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	田村ゆう子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンス研修」		
講師 元全国都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏		
2 実施結果に対する所感、意見等		
(質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
議員のコンプライアンス、寄附や兼業について、政務活動費について、SNSの活用、ハラスメントの禁止など、多岐に渡る内容であった。中でも重要性を大いに感じた2項目について意見を述べる。 議員には勤務時間がなく、365日24時間が議員としての活動時間である。議員の雇用主は「市民」である。 一般企業とは違う、議員という立場の特殊性、だからこそ守るべき政治倫理について、大いに学ばされた。決められた雇用形態が無いため、議会へ出席することの重さ、議会以外の時間の活動がいかに重要であるかということも改めて痛感する。 「議員のコンプライアンスとは、それぞれの活動で遵守すべきルールを自覚しながら、住民の負託に応え、公平公正に職務を行使することにより、議員という職業に対する住民の信頼を高めることである。」このことをしっかりと肝に銘じ、自身の行動を振り返り、反省し、これまで以上に議員としての職責を全うしていきたい。また、常に議会基本条例に立ち返ることも忘れないでおきたい。 SNSの活用については、メリットと同時にデメリットも大にある。SNSは不特定多数が行き交う「公の場」であり、決して個人の日記帳でも、外部から遮断された空間でもない。議員が発言することの影響力を自覚し、誤った情報や誹謗中傷、個人攻撃や差別発言をしないよう、しっかりと心がけていきたい。 同時に昨今、SNSでの過度な誹謗中傷により自死を選ぶという痛ましい問		

題も浮き彫りになっている。ひとりひとりの人権が尊重される社会にしていくための警鐘も鳴らしていきたい。

(附圖 4 續) 天鰐魚名目

廣告牌及路牌圖示

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

議会基本条例の学習は定期的に行うべきである。

大分県立大分高等学校

（朝日堂から中絶して三島由紀夫の『浮城物語』）

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	青山 誠
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員のコンプライアンスについて		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
本研修では、元全国都道府県議長会事務局次長の内田 一夫氏から兼職禁止から政務活動費の使い方、SNSの利用、ハラスメントの防止に至るまで幅広く話をお伺いしました。 まず、議員のコンプライアンスについては、議員は、住民の信頼を維持し、向上させるために法令等を遵守することを使命とし、議会の中のみならず私的な活動等に至るまで、それぞれの活動で遵守すべきルールを自覚しながら、住民の負託に応え、公正公平に職務を行使することにより、結果、議員という職業に対する住民の信頼を高めることにあるというご説明がありました。確かに議員は、単純に仕事が議会内の案件処理と割り切れるものではなく、いろいろな方からご意見を伺い、それを市政に生かすことが重要であると考えられることから、あらゆる場面で高い法令遵守の精神が必要になってくることを感じました。 また、議員によるSNSの活用に関しては、双方向でのやり取りや口コミ・評判が伝わりやすい一方で、不用意な投稿、失言・暴言などによって炎上することもあり、「投稿する前に『これから投稿しようと思っているコメント・画像を、自宅の玄関に貼れるか？』と、自らに問いかけるべきである」という意見については、その通りであると感じました。議員には守秘義務が課せられていない事実がある一方で、政治倫理を守る者として自分自身に守秘義務を課し、SNS公表することは控えるべきであることは当然のことであり、議員であることを錦の御旗にせず、「日常と同じモラルがある」ことを理解し、SNSを活用していくことが重要であると感じました。 そのほかにも近年改正があった自治体と継続的な取引がある個人事業主について年間の取引額が300万円までなら兼業を認めること（請負）に関する考え方の難しさや、ハラスメントの基準作りの難しさ、政務活動費の考え		

(附圖 4 張) 六册裝 6 元

良辰 / 村女玉照卷四

[illegible][illegible]

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	山根 洋平
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員研修 議員のコンプライアンスについて		
2 実施結果に対する所感、意見等 （質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
一般的にコンプライアンスは「法令遵守」と解釈されるが、その本質は、一般企業において社会からの信頼を維持・向上させ、結果として関係者の利益に貢献するための取り組みを意味する。議員のコンプライアンスを構成する要素としては、議会活動、議員活動、その他の活動の各領域において、法令、諸規則、規律、政治倫理などを念頭に置き、議員個人が主体的に自己責任に基づいて行動することが求められる。 今回のテーマは議員の兼業禁止、特に請負についてである。令和4年の地方自治法改正では、議員の請負に関する規制の明確化と緩和が図られた。講師によれば、総務省は従来の解釈に変更はないとしているものの、条文の文言を詳細に検討すると、その見解とは異なる解釈の余地が生じるとの指摘があった。 さらに、議員の請負関係の実態把握に関しては、契約の主体が行政であることから、行政側が契約締結を検討する事業者が議員と関係がないかどうかを確認する仕組みの必要性が指摘された。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
議員の請負関係については、特に地方部において、議員個人又は議員が取締役等に就任している法人しか担うことのできない事業が存在することが想定される。このような状況を踏まえ、地方議員の担い手確保という課題に対応するため、令和4年の地方自治法改正が行われたものと認識している。また請負の一般的な解釈としては、一回限りの現金売買のような単なる取引とは異なり反復継続性があり、契約内容に契約締結の自由があり、営利性があると考えられている。講師からは、こうした請負の解釈について疑義が生じる可能性があるとの指摘があり、各議会において請負の状況にどのように対応するかが分かれる可能性があることから、他市の動向を注視したい。		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	田中謙二
1 視察（研修研修）の実施名称（テーマ）		
議員のコンプライアンスについて		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
○寄附禁止（公職選挙法 199 条の 2 第 1 項）関係 議員として最も基本的かつ重要でありながら、違法と合法の境が明確・明快ではなく、その解釈に幅があるため再度学べたことはよかった。選挙区によってニュアンス含め解釈に微妙なこともあるので、細心の注意を払っていかなければならない。とくに「選挙区内にある者」の解釈は例示列举であること、違法であるが処罰しない特殊な類型（合法でない点に留意）が 3 つ限定列举されている点が研修で確認できた。 寄附にあたるか当たらないかについて、基本的な行動指針として、「有権者からみて説明ができないことはしない。疑問があったら選挙区内の選挙管理事務所に相談すること。」を再度肝に銘じていきたい。 ○SNS の利用 一旦投稿した記事や写真は即削除しても「投稿した事実」を消すことはできない。投稿する前に、内容を読み直し、誤解を与えるような文章になっていないか、個人情報が含まれていないかなど、再三確認して投稿するくらいの注意をしていきたい。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
議員が関係するハラスメントについて、第三者機関を設ける仕組みはあったほうがいいのか。狛江市の事例を研究して課題を整理し、研究してみたい。被害に遭った議員が相談を含めてしっかり対応してくれる第三者機関の設置は、安心・安全な職場環境提供義務がある議会の責任においてスタンダードになっていくと思う。あわせて、加害者にならないための定期的な研修会も引き続き必要だと思う。		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	沼田 亮
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員のコンプライアンスについて		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
議員とは政治家であるとともに特別職の地方公務員であり、全体の奉仕者である。24時間365日議員として活動し、守秘義務の適用もないため政治倫理が求められる。議員のコンプライアンスとは、議会活動、議員活動、私的な活動等にわたり、それぞれの活動で遵守すべきルールを自覚しながら、住民の負託に応え、公正公平に職務を行使することにより、結果、議員という職業に対する住民の信頼を高めることである。議員は議員という仕事を行う個人事業主であり、全ての場所が職場である。「やってはいけないこと」を明確にするだけでなく、自分のフィールドの中でルールを守りながら、プレーヤーとして住民のために存分に活動すること（「やるべきこと」）を自らに課すことに意義がある。その際、議員の活動原理の基本は、「公正公平」であり、「全体の奉仕者」として、大局的な立場で結論を導き出すことが必要である。議員は主体性・自己責任性が非常に強い仕事である。 政治倫理の具体的な内容として、①職務の公正・公平性の確保（公選法による寄附禁止、兼職禁止・兼業禁止など）②議員活動の透明性の確保（政治資金規正、政務活動費の収支報告など）③議員の高潔性の確保（ソーシャルメディアポリシーの徹底「SNSによる発信等」、ハラスメントの禁止など）が挙げられるが、政治家として政治倫理の遵守は全体の奉仕者としての責務である。本研修では①②③のそれぞれについて、他自治体の例など具体的なケースを取り上げ、我々が今後の議員活動の中で、留意すべき点を詳細に学ぶことが出来た。実際に我々が迷うようなケースなども勉強することができ、非常に有意義な研修となった。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
議員のコンプライアンスにまつわる条例の制定		

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	藤川 満恵
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和7年度 調布市議会議員研修 2025 年4月10日（木） 全員協議会室		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
【講演】 「議員のコンプライアンスについて」 講師：元全国都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏 講演では、地方議会議員が果たすべき責務や、法令遵守の重要性について、実務的かつ具体的な視点から解説をされた。 まず内田氏は、議員に求められる基本的な責務として、「住民全体の奉仕者」としての姿勢と、「公正・誠実な職務遂行」の重要性を強調した。特に、自己の利益や特定団体の利益を優先する行動は厳に慎むべきであり、議員の一挙手一投足が住民の信頼に直結することを念頭に置くべきだと述べた。 次に、兼職・兼業の禁止に関しては、地方自治法第 92 条の 2 を中心に、地方公共団体の長や議員が営利企業の役員等を兼ねることは、利益相反や不当な影響力の行使につながる可能性があるため、厳しく制限されている点が確認された。一方で、個人事業や小規模な兼業についてはグレーゾーンも多く、透明性の確保が何よりも重要であるとされた。 請負の禁止については、従来厳格に運用されていたが、近年の法改正等により一部緩和された背景が説明された。ただし、緩和がなされたとはいえ、公平性・中立性を疑われるような状況は避けるべきであり、議員が関係する事業が公共事業に関与する場合には、事前に議会や住民に対して十分な説明責任を果たすことが求められる。		

政務活動費については、特に近年不適正な支出がメディア等で報道される事例が相次いでおり、使途の明確化と領収書の公開、事後の検証体制の整備が不可欠であると指摘された。内田氏は、「合法であっても不適切と見なされる行為は避けるべき」という観点から、倫理的な自己規律を求めた。

講演全体を通じて、内田氏は「信頼の確保がすべての出発点であり終着点である」と締めくくった。

特に、議員のコンプライアンスとは、議会活動、議員活動、私的な活動等にわたり、それぞれの活動で遵守すべきルールを自覚しながら、住民の負託に応え、公正公平に職務を行使することにより、結果、議員という職業に対する住民の信頼を高めることである。

議員は議員という仕事を行う個人事業主であり、どこでも職場である。さらに、「やってはいけないこと」を明確にするだけでなく、自分のフィールドの中でルールを守りながら、プレーヤーとして住民のために存分に活動すること「やるべきこと」を自らに課すことに意義がある。主体性・自己責任性が非常に強い。その際、議員の活動原理の基本は、「公正公平」であり、「全体の奉仕者」として、大局的な立場で結論を導き出すことが必要である。

議員一人ひとりが日々の行動の積み重ねを通じて、市民からの信頼を得る努力を続けることが、真のコンプライアンスであるという強いメッセージが印象に残った講演であった。

これからも市民の声を市政に届けられるよう、自らが動き、また頂いた声に誠実に働いていくことを決意するものである。

3 その他(今後の課題・調査研究すべきテーマ等)

文中に記載

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	平野 充
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
【日 時】 令和7年4月10日(木) 午後2時 【場 所】 全員協議会室 【テーマ】 議員のコンプライアンスについて 【内 容】 議員の責務, 兼職・兼業の禁止, 請負禁止の緩和, 政務活動費等 【講 師】 元全国都道府県議長会事務局次長 内田 一夫 氏		
2 実施結果に対する所感, 意見等		
(質疑・意見交換した内容, 今後の市政に生かすべき点等)		
特に地方にいくと、地方議員の成り手がいない。その理由の一つに兼業における行政との請負の問題がある。令和4年 12 月、地方自治法が改正され、地方議員の兼業禁止規定(法 92 条の 2)が改められた(令和5年3月1日施行)。 議員個人による請負に関する規制の緩和 一会計年度の取引額の合計が 300 万円以内であれば、兼業禁止規定に抵触しない。「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者」は兼業禁止の規制を受けないこととされた。政令ではこの額を 300 万円と定めている(法施行令 121 条の 2)。 政務活動費は「使うことありき」ではなく「返金ありき」でもない。 政務活動による成果を報告する義務があることを確認。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
特にナシ。		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	榊原 登志子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンスについて」 ・議員の責務、兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費等について		
2 実施結果に対する所感，意見等		
（質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等） 議員として意識を高めることが重要であると思っている。「議員」というと特別な人というイメージが持たれているように感じることもある。私は地域、市民、または産別の代表であるということであり、行政側と市政について一緒に考えることができる代表者という認識を持っている。一方で「公人」という立場をいただいていることから市民からの負託にしっかりと応えることと議員として仕事をしていかなければならないと心にある。私はこの意識を忘れてはならないと思っており、今回の講義ではその議員として遵守すること等を再度、まなび、認識を深めた。「兼業」については議員が公務員や特定の公的機関の役員を兼ねることが禁止されていることは、市民からの信頼を得るためにも、そのルールが必要不可欠であると感じるところであり「請負」も同様である。 政務活動費については会派報告として広報紙を発行することは、市議会の会派がどのような活動を行っているのかを知ってもらうための良いツールであるということであるから、今後はさらに会派として発行し紙面の工夫を行うこととしたい。議員個人としての活動報告とならないことが重要であると講義いただいたことから重ねて注意していかなければならない。 SNSの活用については議員にとって必要不可欠であり、気軽に使用し報告やアピールを行えるが適切に使用しなければ他者からの虚偽の拡散や炎上というリスクもあり、議員としての発言であることから特段の注意が必要である。また、誹謗中傷は、絶対に行ってはならない。議員からのそのような行為は極めて少ないと感じているが、SNSの利用者からの誹謗中傷は議員や政党への攻撃的なコメントが多いと感じている。誹謗中傷は精神的な健康		

に大変、悪影響を及ぼすことから SNS を利用する一人ひとりが法律違反となる可能性があることを認識し、使用しなければならない。

また、健康被害に繋がる事としてハラスメント行為がある。近年ではあらゆるハラスメントを禁止し職場や社会において人権の尊重と働きやすい職場環境の確保をしなければならないが、いまだ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントがさまざまな自治体議会で発生している報道を聞くことがある。ハラスメントも精神面、身体的健康やキャリアなどにも大変、影響を及ぼし最悪は人生全般にも影響を及ぼすことになる。このことも一人ひとりが認識し最善の注意が必要である。第三者機関を設置していても機能しないことが多いとの報道も多く聞くところであるが議会という特質性があることから被害者救済や再発防止の観点では、課題があるため「ハラスメント防止条例」等の条例制定は今後、検討すべきと考える。

ハラスメント防止に対する条例制定などが必要のない議会となるよう相互が尊重し深い議論ができる議会となることが望ましいと考える。市民とのつながりを深め、市民の意見を代表として発言するため日々、研さんし活動を行うこととしたい。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

・議員として「やるべきこと」、「やってはいけないこと」を日常的に会派ごとに学ぶ時間を設けるなど、議員としての質を高める。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	木下安子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
調布市議会議員研修「議員のコンプライアンスについて」		
日時：2025年4月10日（木） 場所：全員協議会室 講師：内田一夫氏		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
議員の責務、兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費やハラスメントなどについて講演を伺った。議員とはどのような立場で、どのような振る舞いが求められている職業なのかということは、議会棟内外、また会議中かどうかを問わず、さまざまな場面で考えさせられるが、いまだに明確な答えは見出せておらず、その都度試行錯誤を重ねている。いわゆる「公人」となって感じるのは、内田氏が「議員にとってはどこでも職場だ」とおっしゃったように、この肩書きはどこまでもついて回るということだ。改めて、常に自分で自分を律することを胸に刻みたい。 ちょうど『議員必携』を読み直し、憲法に「公務員は全体の奉仕者」と定められていることが議員にも当てはまるということと、議員活動のあり方について考えていたところだった。内田氏からも、この点は重要なことがらとして指摘があった。これからも、一部の市民の声だけを代弁したり、一部の地域だけに利する政策を掲げるのではなく、調布市全体、調布市民全体にとって益となることは何かという視点を見失わないよう取り組んでいきたい。 議会基本条例や政治倫理条例については、適宜見直すことが大切だというお話があった。「作った人たちの思いは議論の中に込められているが、思いが継承されることは難しいので、修正するかどうかは別として、常に見直す場を作り、意識を共有化することが大事」との説明だった。今回の傍聴者規則の改正にも現れるように、ルールを作る時には限りなく客観的な視点から、普遍性を持たせて作ったつもりでも、人が作る以上、担い手の主観や時代背景の影響を受ける。調布市議会でも、議長が誰であれ、改選後は必ず議会基本条例を共有する機会を設け、制定に誰がかかわったかに関係なく、見直すべきは見直すべきだろう。また、その時どきの議員が定めている「申し		

合わせ事項」も市民に公開するとともに、議会基本条例に照らして検証し、適宜修正することが基本条例の理念を議会運営に反映させるためには必要だろう。

兼職・兼業禁止の内容については初めて詳細な説明を聞いた。改正後の請負の定義の曖昧さと、請負の額が 300 万円を超過した時の「失職」という扱いの妥当性に課題があるということだった。地方からの要望を受けた改正のため、今後、調布市議会で該当する事例があり得るのか定かではないが、「失職」するようなことにはならないよう手立てを考える必要はあると思う。

政務活動費と SNS、ハラスメントについてもお話くださったが、今後、SNS とハラスメントに関してもう少し事例を交えながら研修を受けたい。特にハラスメントについては、研修が必ずしも防止にはつながらないこともあるため、防止・禁止する条例を市議会として制定し、第三者機関の設置や訴えがあった場合の議会の初動といった具体的な取組みについても進めたい。内田氏がおっしゃったように、議員はハラスメント相談の専門家ではない。また、すべての議員が議会内の色々な力関係の中にいるため、内部で起きたハラスメントに対して中立の立場を取ることは容易ではない。しかし、訴えが起きた場合にきちんと対応しなければ、二次被害を生むことになる。企業では相談窓口を設置し、訴えがあれば適切に対応することが法で定められているのであり、議会も何らかの体制で対応できるようにするべきである。内田氏は、全国の議会を見て回って得た感触として、行政が設けた相談窓口を議員も使えるようにするのが適当だろうとの見解を示された。お隣の狛江市議会の条例や第三者機関の活用を参考にしたい。

議会においては、すべての議員が互いが対等な関係にあり、異なる多様な意見を出し合って議論する場であることに対して共通認識が図られていなければ、28 人の多様な議員が負託を受けている市民の声が反映されるまちづくりは実現しないだろう。議員がハラスメントに怯えることなく、安心して活動できなければ、それは市民にとっても不利益になるのであって、今後新しく議員になる人たちのためにも、一日も早く実効性のある取組みに着手したい。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

2 に記載

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	岸本 直子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
2025年4月10日「議員のコンプライアンスについて」 ・議員の責務、兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費等について 講師 元全国都道府県議長会事務局次長 内田 一夫氏		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
長く議会事務局側として関わり、議会人として数々の経験を積まれた内田氏による講演は、改めて「議員とはなにか」を振り返ることができた研修だった。 ●議員とは、政治家であるとともに特別職の地方公務員であり憲法15条に明記されているように国民から選ばれた職であることから、国民全体に対する奉仕者と位置づけられている。勤務時間や雇用関係はなく、24時間365日議員として活動が求められている。 常勤・非常勤という区分けには該当しないという議員の仕事はそもそもどういう形でその任務を果たすのかについて振り返ることとなった。 *かつて、近隣市の先輩議員が30代で議員になった頃、自宅にいてもワイシャツとネクタイを着用し、いつどんな時でも市民の要望や相談に応じられるよう緊張した毎日を送っていたという経験談を聞いたことがあるが、いついかなる時も議員であるという講師のお話を聞いて真っ先にこのことを思い出した。 *さらに「公務員の守秘義務は、特別職の議員には適用されない」ということについても、あらためて確認することができた。 ●コンプライアンスは法令やルール、社会的な規範を守るという当たり前のことであると同時に、常にこのことを念頭に置きながら、すべての職務にあたらなければならないということを再確認した。議員のコンプライアンスについては、「自分のフィールドの中で、ルールを守りながら住民のために存分に活動することを自らに課すことに意義がある」とのことで「自分で自分を律することが必要」との指摘もあった。		

これ自身が通常の自分の活動を掘り返ることとなり間違いは正し、反省すべきところは教訓として、次の行動に活かすべき問題と痛感している。

＊議員活動の原則の基本は、「公平公正」、全体の奉仕者として大局的な立場で結論を導き出すことが必要だ、との指摘についても深く納得した。

●そのほか、兼職の禁止、兼業の禁止についても異論はなく、政治家として、あるいは市民から負託を受けたものとして公平公正に、活発な活動を行うためにも、自分に利害関係が生じるような事態を起こしてはならないし、住民にとって公平公正かどうかという、議員活動の原点から外れない立場を堅持するべきと考える。

最近特に地方では「議員のなり手不足」が課題となっており、議員個人と行政の仕事の関係が、長く禁止されていたものを「なり手不足解消」のために制度を緩和し一定の金額までの請負はできることとなっているが、地方議会と都市部では状況も違うし、たとえ法律内であるからと言って、市民に対してその報告もないのは、ゆくゆくは、あるいは議員個人によっては「抜け穴になりかねない」と危惧するところである。

法で認められていることについて、市民に理解を得るためには、内容の報告をしっかりと行い、そのことも合わせて市民が議員に選んでいいのかどうかの判断材料にもすべきと考える。

●寄附の禁止については、いまだにお金や物品、そのほか、相手だけでなく、自分自身の利益につながるようなものを、有権者である相手に渡す事例がこれまでに何度も報道されているが、「なぜこんなことが起こるのか」と常々考えていたが、本来の議員がもつ役割「全体の奉仕者」という観点から見れば、やはり許されないことだ。

法で禁止されているにもかかわらず、人と人のつながりを重視・優先して起こりうる「古い慣習」のようなものが今も存在している地域について見聞きしてきたが、今後の政治のあり方として真の改革が迫られている大きな課題だと思う。それぞれの議員が、あるいは候補者が、真摯に政策で訴え、信を問うという選挙ができない今の時代は変えていかなくてはならない。

●SNSの活用については、デジタル化、情報媒体の活用があたりまえの現

代社会において、それを自分自身や会派、政党の政策をどのように、どんな手段で発信していくのか、多くの人に真正面から受け止めてもらえる工夫も含め踏み出しているところだが、専門知識があるわけではないため、まだまだ苦勞をしているのが実態。

前回の総選挙では、今までの選挙に対するとりくみを覆すような SNS や動画の活用が行われ全国的に大きな驚きも広がった。

政治に対する不信や変えたい気持ちに乗じて、「政策の批判」ではなく「誹謗中傷」や「特定の何かを貶める」ような『攻撃型』の動きもあることは、今後の日本の政治のあり方として危機感も感じている。

「批判」と「誹謗中傷」は違うし「表現の自由はすべてが自由ではない」、と講師の方が触れたこの言葉を多くの方に理解してもらいたいとも考えた。また、ある報道で「議員になってお金をため、その後は自分のやりたいことを目的にした人もいる」と聞いたことがあるが議員になるのは、ただの手段ではなく本来の役割とも違うはずだ。

*議員である以上、国民全体への奉仕者として、何をすべきなのか等の意義をやはり多くの人に知ってもらいたいとも考えさせられた。

今後、育った環境が全く違う若い世代が政治の世界に挑戦する機会が増えてくることが予測されるが、議員の原点をお互いに常に共有し、立場を超えて地域や日本社会をよくしていく、そのために議論を重ねていく…そうした議員としての資質を向上させていきたいと、改めて考えさせられた研修だった。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

「議員とは何か」「議員の果たすべき役割」について、今後も研修をすべき。お互いの立場を超えて学び、市議会のレベルがもっと向上させていくべきと考える。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	古川 陽菜
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンスについて」		
講師：元全国都道府県議長会事務局次長 内田 一夫氏		
2 実施結果に対する所感，意見等		
（質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
今回は「議員のコンプライアンス～「やるべきこと」と「やってはいけないこと」～」と題して、具体的には寄附の禁止、兼職・兼業の禁止、政務活動費やSNSの活用について、ハラスメントの防止など、多岐にわたる内容で内田一夫氏にご講演頂いた。 最初に基本として、議員に守秘義務があるのかについて、特別職である議員には公務員の守秘義務が適用されないが、SNSなどを活用する場合には、議会活動等で入手した情報は自分自身に守秘義務を課し、公表することは控えるべきであるとされていた。また、SNSを利用する際の注意点として、SNSはあくまで住民の声を聴くための手段であり、そのためには諭すのではなく、「傾聴する」という姿勢が重要であるとされており、これはSNSを利用する際だけでなく、普段の議員活動につながるものではないかと感じた。 兼職・兼業の禁止について、市と請負関係にある仕事には就けないという規則だが、この請負関係の定義が曖昧であり、明確化が必要であると述べられていた。 政務活動費の使用については、備品の購入や広報紙の発行などに細かく規定を設けている他自治体の事例を知る機会を得て、引き続き、活動費の使途が適正であるか、透明性が確保できているのか、考えていかななくてはならないと感じた。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
全て文中に記載。		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	阿部草太
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員のコンプライアンスについて ～「やるべきこと」と「やってはいけないこと」～		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
※議員とは 政治家であるとともに、特別職の地方公務員である。 公務員の守秘義務は、特別職には適用されないので政治倫理が重要。 ※議員のコンプライアンス 一般的には法令遵守を意味する。 議員にとっては、市民からの信頼を維持・向上するために法令を遵守する事が重要であり、自らを律する必要がある。 政治倫理とは、代表者としての品位を保ちながら、公平・公正に行動し、公的な利益を追求するために議員が持たなければならない行為規範。 ※政務活動費 政務活動とは、議会活動の前提となる会派（議員）活動であり、議会活動とは住民福祉の増進を図るために必要な活動である。しかし、議員活動すべてが政務活動ではない。 政務活動費の使途の留意点は、当該行為（充当しようとしている活動）の客観的な目的や性質に照らして、議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められるかである。 ※SNSの活用と利用する際の注意点 SNSは政策等の情報発信及び住民の生の声（批判も含めて）を聴くために有		

効な手段である。住民のさまざまな意見を議員活動に反映させるためには、年齢や社会的地位に応じてそれに適した SNS を使いこなすことも必要である。

注意点として、議員にとって SNS はあくまで住民の声を聴くための手段である。「傾聴する」という姿勢が重要である。

議員には守秘義務が課せられていない。議会活動等で入手した情報、特に個人情報については、自分自身に守秘義務を課し、公表することは控えるべきである。

また執行部から入手した情報も公にできる情報と、過程情報との区別を行い、住民が混乱しないよう配慮すべきである。

※ハラスメントの防止（禁止）

議会におけるハラスメント対応の方向性 ・ハラスメント防止に重点を置くのか。議員倫理の徹底品位 議会基本条例や政治倫理条例に理念規定を置く方法 ・ハラスメントが発生した場合の対応策に重点を置くのか。

対応策に重点を置く場合、ハラスメントの定義や議会の取るべき措置について独自の仕組みを具体的に定める必要がある。

執行部の職員も含むハラスメント対策を講ずる場合、議会単独条例ではなく、首長も対象とする自治体全体を包含する条例を検討すべきである。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

- ・議員としての行動を再確認。
- ・改選ごとに、再確認の為に必要な講義だと考える。
- ・議員として、自分を律する事が重要。

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	澤井 慧
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
調布市議会議員研修会（令和 7 年 4 月 10 日）		
「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
元全国都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏を講師として「議員のコンプライアンスについて」議員研修が行われた。 ■議員とは 地方公務員法第 3 条の特別職として定義されており、就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職である。 公務員一般職とは異なり、勤務時間や雇用関係はなく全体の奉仕者として 24 時間 365 日議員として活動することや一般職に求められる守秘義務が適用されないなど議員職としての特殊性が挙げられる。 敢えて言うならば、選挙で選ばれた議員の雇用主は住民であり、住民の信頼を維持し、向上させるためには法令を遵守することは使命である。 ■政治倫理について 議員は住民の代表者としての品位を保ちながら、公的な利益を追求するために議員は公平・公正に行動する必要がある。 議員は職務の公正・公平性の確保のため公選法による寄附の禁止、また兼職・兼業が禁止されている。 ■請負禁止の緩和 地方議会議員は、公正な議会運営と行政事務の適正な執行を確保するため、これまで、地方自治法第 92 条により、地方公共団体と請負関係に立つことを禁止されていたが、昨今の議員のなり手不足に対応するため、令和 4 年 12 月の地方自治法改正により、各会計年度に支払われる対価が 300 万円を超えない場合は、請負が可能となった。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
今回の法改正における兼業禁止の緩和により、若い世代や女性、専門的な知識や経験を持つ人々など、多様な議員が参画しやすくなる可能性があり、議会の多様化に繋がると期待される。一方で、自治体との請負契約によって議員の利害が影響を受ける可能性や、議員の公正性に関する問題も指摘されており、議員の請負状況を公表することで、透明性を確保し、議会運営の公正さを保つことも重要であり、今後の検討課題である。		

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	佐藤 堯彦
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和 7 年度調布市議会議員研修「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
今回の議員研修は前回や前々回の単独テーマのものと異なり、多岐に渡るテーマについての研修となった。ひとつひとつのテーマへの深掘りという点では物足りないものがあったが、その分「議員のコンプライアンス」全般について、総合的に考えることのできる貴重な機会となった。 議員のコンプライアンスについて考える際、議員は 24 時間どこでも議員であり、一般的な公務員のように勤務時間や勤務形態といった要素に縛られないことを踏まえると、独自のコンプライアンス基準を必要とすることを再確認した。市議会議員は政治家の一員として、主体的に自らを律し、己の良心に従って行動しなければならないのである。 令和 7 年第 1 回定例会で発覚した「共産党議員によるクラウドサービスの ID・パスワードの他者への貸与」の件を語る上でも、上記のコンプライアンスの基準は非常に参考になるものであると思う。議員は一般的な公務員と比べるとより秘匿的な情報にアクセスしたり、広範な情報に容易にアクセスしたり、といった権限をもっている。こういった権限は政治家が自らを律する態度を持っているからこそ付与されているものであり、政治家が己の良心を持たず、例えば ID・パスワードを第三者に貸与してしまうような状態での運用は当然考えられていない。政治家の良心が疑われるような事態になってしまうようであれば、より厳しい政治家向けのコンプライアンス規定を作らねばならなくなるが、それは政治活動の手足を縛ることにほかならない。自分自身もそのことを肝に銘じ、高潔かつ自律的に活動するようにはしていかなければならないと強く感じさせられた。 また、兼業禁止についての詳しい説明があったが、こういった議員の身分		

(附閉上欄) 註冊及分類

發行所 倉田印刷製本所

[illegible]

要を感じる。

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大野 祐司
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和 7 年度調布市議会議員研修「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感、意見等 （質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
議員は議員という仕事を行う個人事業主で、どこでも職場であるとしている。「やってはいけないこと」を明確にするだけでなく、自分のフィールドの中でルールを守りながらプレーヤーとして、市民のためにぞんぶんに活動する、「やるべきこと」を自らに課すことに意義があるとしている。 これは、命ぜられるのではなく、主体性・自己責任性が非常に強い。 このような中、議員のコンプライアンスは、憲法に始まりあらゆる規律や政治倫理にまで渡る中での対応になるため、非常に厳しい。特に、今、言われている政治と金、公と市などを守り、公平・公正に行動することが求められると言われていた。その通りと感じた。 調布市議会では、議会基本条例に挙げられている内容も、議員コンプライアンスに繋がるものと感じた。 令和 7 年第一回定例会において、日本共産党の議員が、ID・パスワードを漏洩した問題は、議員のコンプライアンス違反であると強く感じた。 議員が業務を請け負う場合、年間 300 万円までと規制が緩和されたようだが、これは地方の自治体議員の報酬が少なく、兼業を行わないと生活できないなど、調布市では当てはまらないように感じる。金額の上限も必要だが、まずは請け負っているか否かを明確にする必要があると感じた。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
調布市議会において、議員の請負状況を確認することを検討しているが、年に一度くらい確認することはよいと思います。		
以上		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	須山妙子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンスについて」 講師 元都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） コンプライアンスとは法令順守との意味とされるが、議員の場合、法令のみの順守ばかりでなく、倫理をどう考え自身の倫理観のみならず市民が納得できる倫理観を持って、それを遵守していく必要があると考えていた。 「やるべきこと」と「やってはいけないこと」との副題のついたこの度の研修ではその答えの一つを示唆していただけるかなと期待をもって参加した。 研修ではおおむね、法の順守についての確認と考え方について学ぶことができた。なかでも調布市の議会基本条例を例にとってお話しいただいたことで身近な課題を深く考えることができた。一方、政治倫理に関しては兼職禁止のお話に時間が割かれ、もう少し別角度でのお話も伺ってみたいかった。 政務活動費については、多くの判例を取り上げながらお話しいただいたのが具体的に知ることができた。調布市の議会での政務活動費の考え方はとても健全であると改めて実感することができた。 会派活動についての基本的な考え方については時間が無くなってしまい残念だった。もう少し詳しく伺いたいテーマであり、自身で研鑽していきたいと思う。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
前述		

視察等個別部分報告書	作成者氏名	内藤 美貴子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンス」について ～「やるべきこと」と「やってはいけないこと」～		
2 実施結果に対する所感，意見等 (質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等)		
講師：元全国都道府県議長会事務局次長 内田 一夫氏		
I・議員とは 議員は特別職の地方公務員であり、勤務時間がない。雇用関係にないため、365日24時間議員として活動 II. 議員のコンプライアンスについて 議員のコンプライアンスの特色は、議会や議員活動、私的な活動等にわたり、それぞれの活動で遵守すべきルールを自覚しながら、住民の負託に応え、公正公平に職務を行使することにより、結果、議員という職業に対する住民の信頼を高めることである。さらに、やってはいけないことを明確にし、やるべきことを自らに課すことに意義があるといわれている。議員は、誰かに言われるのではなく、主体性・自己責任性というものを強く自覚していくことが重要である。 次に、政治倫理（兼職禁止・兼業禁止等）について、コンプライアンスの核である。政治倫理とは単に内心の道徳的規律だけではなく、政治に関わる者の守るべきルールや行動の指針であるとし、議員活動、選挙活動、私的活動においても遵守しなくてはならないルールである。 政治倫理の具体的内容として、議会活動に限定されない政治家としての行為規範で、制度化されている事項とそうでない事項を確認。中でも、SNSによる発信やハラスメントの禁止については、より高い倫理が求められる。 III. 寄附禁止について 候補者等本人の行う寄附の禁止については、候補者等は当該選挙区内にあるものに対し、どのような理由を問わず寄附をしてはならない。寄附の禁止		

は、選挙運動期間であるか否かを問わず、いつでも禁止されるとさだめられている。さらに、寄附及び選挙区内にある者についての説明、ふるさと納税等、善意目的であっても禁止される。違法だが処罰しない特殊な事例、挨拶状の規則について再確認することができた。

IV. 兼職禁止と兼業禁止について

まず、兼職禁止について、議員は住民の負託に応えるために職務に専念する義務があり、それを遂行するのに支障となる他の公職を兼ねることはできない。兼職を禁止されている職には議員を辞さない限り就くことができないとされている。兼職を禁止できないものは地方自治法その他の法令で規定されており、主な職についても定められている。

兼業禁止については、個人営業と法人営業における兼業禁止について説明。議員個人が普通地方公共団体との間で請負関係にある場合、重要度に関わらず兼業禁止に該当する。また、議員が法人の役員等として、その法人と普通公共団体との間で請負関係にある場合も禁止されている。

しかし、地方議員の兼職兼業の禁止は、議員のなり手不足の一因とされ議論されてきた。令和4年に自治法が改正され、請負の解釈(考え方)が変更された。改正内容は、規制の対象となる「請負」の定義が明確化された。「業として行う」ことについて、契約が継続性・反復性があるかを問わない。さらに、対価の支払いが要件であり、営利性は問わない。また、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が法令で定める額 300 万円を超えないものを、議員個人による請負に関する規則の対象から除くとされた。

V. 政務活動費について

政務活動費交付の目的は、会派及び議員が実施する調査研究・研修・質問・委員会審査・住民相談等、住民福祉の増進を図るために必要な活動について交付されており、議員活動すべてが政務活動ではない。政務活動費の使途については、市民目線で見ること、議会活動に資する活動であるか、必要性があるか否かを見る必要がある。そのうえで、会派について、議会活動を行うために設けられている議員の組織であり、その機能は議会内に限られているのに対し、政党は一定の政治活動を行う社会的存在とされている。

したがって、会派活動を政党活動は区別する必要がある。

例えば、広報誌については紙面に掲載する情報や写真等についても按分が必要な場合がある。

VI. SNS の活用について

SNS は政策等の情報発信や住民の生の声を聴くために有効な手段であるが、一方で発信を誤解されたり、失言・暴言等によって炎上する等のトラブルも注意すべきである。

また、執行部からの情報も公にできる場合とそうでないものもあることから、その区別を行い市民が混乱することのないように配慮すべきとの注意点がある。そのため、SNS を適正に活用するためのルール作りが定められている。

VII. ハラスメントの防止について

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする等、受ける側がそれを精神的負担と感ずることを指している。

ハラスメントは、人格の否定であり、人権侵害である。では、何を持って判断するのかという基準の明確化が必要である。

議員に関するハラスメント対応については、防止に重点を置くのか、発生した場合の対策に重点を置くのかといった議会におけるハラスメント対応の方向性が課題となる。例えば、議員が被害者の場合の相談窓口の設置や対応は誰が行っていくのか。或いは、議員が加害者の場合、有効な再発防止策をどのように講じるのか。その決定者は議長なのか、市長なのかなども含めて検討していく必要があると考える。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

文中に記載。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	川畑英樹
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンスについて」		
講師：元全国都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏		
2 実施結果に対する所感，意見等		
（質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
4月10日に、元全国都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏を講師に招いて、「議員のコンプライアンスについて」議員研修を行った。 研修内容は、議員として「やるべきこと」と「やってはいけないこと」の基本について、コンプライアンス・寄附禁止・兼職禁止と兼業禁止・政治活動・SMSの活用・ハラスメントの防止（禁止）など、多岐にわたり限られた時間で、内容が深い研修であった。 兼職禁止と兼業禁止について。兼職禁止は、法第92条により普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。又、地方自治法により様々な公職の兼職禁止が法令で規定されている。 兼業禁止について、議員は、請負を行う業に従事する事ができないとしており、議員在職中に業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職するとしている。議員のなり手不足などの観点から、地方自治法の一部改定する法律により令和4年12月に地方自治法が改定され、地方議員の兼業禁止規定が「請負」の定義が明確化されたと共に議員個人による請負に関する規制が緩和された。即ち地方議員の兼業が可能となり個人事業主として年300万までなら可能となった。 仕事を続けた状態での立候補がしやすくなり議員のなり手を確保し、若い世代や女性の議員を増やすねらいもあるとの事であった。これまでは地方自治法は自治体と取引がある個人事業主は議員にはなれなかった。議員のなり手を狭めているとの指摘も出ていたと氏は指摘されていた。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
地域性があると言えるが、調布のような都心部においても個人の現状報告が必要ではないかと思う。今回は多岐に及ぶテーマなので絞って報告とする。		

視察等個別部分報告書	作成者氏名	丸田 絵美
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議員のコンプライアンスについて」 議員の責務、 兼職・兼業の禁止、 請負禁止の緩和、 政務活動費		
2 実施結果に対する所感、意見等		
(質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
今回は、議員のコンプライアンスということで、はじめは兼職、兼業と請負についてのことであったが、政治活動や政務活動費、SNS、ハラスメントなど幅広い盛りだくさんの内容でお話をいただいた。 はじめに、議員の立場としての位置づけは、いわゆる地方公務員法では議員職・特別職とカテゴライズされているため、守秘義務の適用がないということであった。但し、守秘義務がないが「漏らしてよい」ということではないという事、そこには政治倫理があるということを確認された。 議会活動・議員活動・私的な活動において「それぞれの活動で順守すべきルールを自覚しながら…公正公平に職務を行使する」ということもポイントである。職務の公平性確保（いわゆる政治とカネ）、透明性の確保（カネの流れ）に加えて、高潔性の確保として「ソーシャルメディアポリシーの徹底」と「ハラスメントの禁止」「守秘義務をどのように考えるか」という点について触れられたが、これは現状調布市議会においても問題になっている事柄であり、条令等で懲罰はないが、政治倫理の意義について見直し、議論が重要とされている。 請負の緩和については、地方での議員のなり手不足解消という趣旨もあり、これまでは自前の土地を自治体に貸しているなどの理由で立候補すらできなかったり、失職になってしまったりという不具合が生じていることを見直すものであったらしい。ただ、結局わかりづらく、何が適法で何が違法なのかという判断をどのように下すのか、結局理解には至らなかった。この場合は該当するがこの場合は該当しない、さらに指定管理や補助金の交付を受けている場合は対象外であるなど、個人はだめだが法人は良い、法人の人数割合や物価の支払いが要件であり、営利性は問わないなどなど、請負の対価総額が300万を超えないものを議員個人による請負に関する規制の対象から除くということであるが、この表現自体が理解を妨げると感じる。この件は、現在の議員たちには対象者はいないと思うが、今後どうなるのか状況によっては今後も引き続き研修などで理解を進めることが必要と感じた。 会派に関する考え方、活動については、政務活動費の支給などと絡んで、（一人会派についてもあったが）合理的に活用し、幅広く情報を収集すること。活動の結果、市民生活向上に繋がるよう務めることが求められている。会派として判断し政策に繋げていくことはこれまでも行ってきたが、より議論を重ね、方向性をしっかりと見定めていかなければならない		

ということは、これまでの議会内の課題からも合意して進める事の重要性を常に考えていく必要があると実感している。また、住民に対し情報等を発信・拡散することなどがあった。広報紙の在り方と並んで注目したいのは、SNSである。長所もちろんあり、私も活用しているし、選挙前などはSNSを活用しているかどうか議員を選択する条件や判断の材料になっていることがある。先ほども触れたが、議員は守秘義務も負わず、「情報公開」の名のもとに何をやっても良い、議員の名誉を棄損することにつながっても気にしない、ということではないので、そこは規範意識をしっかりと持って活動に繋げていただきたいし、自重すべきと思っている。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

上部 本文中に記載

視察等個別部分報告書	作成者氏名	清水 仁恵
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和7年度 調布市議会 議員研修 「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感、意見等 （質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
議員のコンプライアンスについて 元全国都道府県議長会事務局次長・内田一夫氏による議員の責務、兼職兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費など「議員のコンプライアンスについて」講話を拝聴した。 先ず、議員とは地方公務員法第3条に規定されている特別職公務員であることが確認され、地方公務員と異なるのは公務員の立場でありながら守秘義務の適用が無いことであるとのこと説明を受けた。このことにより、議員は安易に情報を漏らしてはならないとのことであるが、これは個々人の倫理の問題であり、議員のコンプライアンスや政治倫理について一定のルールを定め活動することは必要だが、企業コンプライアンスを当てはめることや、議会において具体的な統一ルールを定めることは困難と感じる。当然のことながら、議員には社会的使命を果たす責任があるものと捉えているが、内田氏は社会的弱者への対応など法令を遵守するだけではできないこともあり、世論に耳を傾けることが必要と話された。 最近、私が新聞で目にしたものであるが、視覚障がい者が飲食店に食事に行き注文をしようとしたところ、店員は「タッチパネルでお願いします」と譲らないといった新聞読者の声が掲載されていたことを思い起こした。時代の変化に伴い、こういった弊害も生じているのかと残念な気持ちになる。これはタッチパネルで注文をするといった飲食店（事業者）におけるルールを遵守しようとした従業員の行動であるが、今年4月1日より改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されたことにより、こういった弊害が生じないことを願うばかりである。このこと		

第3号様式（第4関係）

からも、これまでは個々人が考えてきた問題とされることまでもルール化を要する世の中となってしまうのだろうかと思わざるを得ず、残念な気持ちが拭えない。

続いて、寄附の禁止や兼職・兼業の禁止などについて、自らの土地を村に貸借した村議が失職したという事例を内田氏は挙げられ、こういった問題は議員不足につながるとの指摘をされた。令和4年地方自治法改正による「請負」の考え方の変更により、1回限りの「物件」納入と定義が明確化され範囲が広がり緩和されたといえるとのことであるが、市と経済的関係にあっては影響を及ぼすものであり、業として支払い対価を受ける関係にあってはならないとのことである。

次に、政務活動費について尼崎市議会会派広報紙発行をめぐる問題に触れられ、議員のプロフィールや写真等の一部は、所属議員の宣伝であり、それらの部分に係わる経費は違法な支出であるとして住民訴訟が提起された経緯から、令和2年に尼崎市議会では「尼崎市議会政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成の基準を定める規定」を設けたことを事例に挙げられた。

調べたところ、これまでも尼崎市議会では「議員の宣伝行為と混同されないよう、内容及び写真等の使用には十分配慮しなければならない」「会派構成員の顔写真・氏名・プロフィール等は会派の基本情報であることから掲載を認めるが、著しく大きいものでないこと、過度の表現にならないことなど、社会通念上妥当な範囲内とする」など運用マニュアルを定め、政務活動費の執行の適正化や使途の透明性の確保に努めて来たが、判決を受け、新たに会派広報紙作成に係る規定を策定し、基準をより具体化、明確化することとしたそうである。

このことから、社会通念上妥当な範囲内とは一般的にどういったものか議員自身が解釈できていないこと、社会通念上妥当な範囲内が念頭に置かれ定められたルールなど通用しない世の中となったかと思うと、またしても私は残念と思わずにいられない。

その他、SNS活用やハラスメントの防止・禁止に話は及び、守秘義務が課せられない議員が入手した情報をSNSを活用し、公表する

第3号様式（第4関係）

場合においても、自身に守秘義務を課し「控えるべきである」との内田氏の弁であったが、前述のことから考えると、どの様にルール化ができるのだろうか。議論を要する。また、ハラスメントにしても一般企業においては社員が快適な職場環境の中で仕事をするための配慮が求められるとのことであったが、議会といった特殊な職場環境において、議決の際に会派で意見が割れる場面や、退席止む無しといった場面に遭遇すること自体、承知の上ではあるが、少なくとも私にとっては快適とは言いつらい職場環境である。こういったことは氷山の一角であり、一般企業における快適な職場環境の中で仕事をするための配慮を議会に求めることは困難であり、議会活動そのものを否定することにつながりかねない。調布市議会では、動画視聴によるハラスメント研修が実施されていることから、少なくとも法的にハラスメントとされる事象への意識醸成は図られているものと考えている。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

全て文中に記載。

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	井上耕志
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和 7 年度調布市議会議員研修会 「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
議員の不祥事などの報道が日々散見される状況のなか、調布市議会の議員として改めて議員がやるべきこと、やってはいけないこととは何なのかという原点に立ち返る気持ちで今回の研修を受けさせていただいた。特別職地方公務員という自身の職務的位置づけを確認したうえで、勤務時間がない点、雇用関係にない点も法律的な規定がないということ再認識し、どのように自身を律しながら職務の遂行を行っていかなければならないのかという理念を常に持ち続けることが大切であると考えた良い機会ともなった。 議員のコンプライアンスといっても議会だけが議員の職場と言うこともできず、市民の負託に応え、公正公平な職務を行っていくこと、そのうえで議員という職業に対する住民の信頼を高めていくためにはさらなる自己研鑽も求められる。 また、ハラスメントの防止についても取り上げていただいたわけであるが、ハラスメントの防止と共にハラスメントが発生した際の対応策についても今後議会として取るべき措置について論点整理を行っていく必要性を強く感じた。議員が関係するハラスメントについて第三者機関を設けている例についてもご教示いただいたので、こうした先例についても参考として調布市議会としての取り組みを推進していくべく議論を行ってまいりたい。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
文中に記載		

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	宮本和実
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員研修 「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感、意見等 （質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）		
今回の議員研修会は、主に議員の請負について説明がなされた。令和 4 年の地方自治法の改正により、議員の請負に関する規制の明確化と緩和が図られた。 改正前は、議員は当該役所から仕事を受けることが禁止されていたが、改正によって大幅な緩和がなされた。内容は、個人（個人事業主）が取引できる上限が年間 300 万円、法人（役員）の場合は全体売り上げの半分以上であれば認められるという内容である。 この緩和措置の背景には、特に地方における議員のなり手不足解消が目的とされている。 今回の研修では、改正内容を十分に理解すると共に今後の取り組み方を検討する機会にすることである。他自治体の議会の対応については、まだ模索中の議会がほとんどであり今後の動きを注視していきたい。 この改正により、従来禁止されていた公共機関からの講師謝礼なども可能となることから、請負が増える可能性もある。 私思うに、まずは年 1 回正副議長に請負の状況を報告する。というところから始めてみてはどうかと思う。 今回の研修では、それ以外にも寄附行為の禁止や SNS の活用、ハラスメントの防止、など議員としての政治倫理を中心とした内容であった。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
文中に記載		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	伊藤 学
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員のコンプライアンス		
～「やるべきこと」と「やってはいけないこと」～		
政治倫理 政治倫理とは単に内心の道徳的規律だけではなく、政治にかかわる者の行為規範である。主権者である住民からの信託に基づくものであるから、公職者の私的な利害関係によって公職の遂行を妨げてはならない。従って、公権力の正当な行使を確保するには、「公的」な利益と「私的」な利益との衝突を防止しなければならない。政治倫理とは代表者としての品位を保たなければならない行為規範である。等々の守るべき行為と行動の規範としている。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
文中に記載		

第3号様式(第4関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	鈴木宗貴
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和7年度 調布市議会議員研修 「議員のコンプライアンスについて」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
地方議員の立場と責務等について、改めて確認する研修であった。 特に議員の守秘義務と政治倫理の相関性や、政務活動費の他自治体での参考事例（特に広報紙関係）などについては、再認識することが出来た。 また、カード等のポイント発生については、企業・団体等では既に規定と運用が定められているところが多く、ポイントの活用も図られていることから、政務活動への利活用も視野に検討の必要性を感じた。 また、会派についての基本的考え方について簡単に触れられたが、議会活動において運営の効率化を図る上での政党（党議や会派で拘束されない）に縛られない会派が、全国の地方議会において出てきている中で、会派のありかたについても、改めて考える時期に来ていることを強く感じた。 SNSについては、国政・地方議会を問わず、大きな注目を集めることを目的に活用する事例が増える中で、本市議会においても、そのような活動を行っている市民が議員となった際の対応についても、検討しておく必要があるのではと感じた。 最後に、職員へのハラスメントに対して、狛江市などの事例が紹介されたが、本市においても、以前、職員へのアンケートにおいて、昇進を希望しない理由として、議会对策（対応）が挙げられていたことを思い出したが、ハラスメントや議員からの公的ではなく、個人的（私的）要望等の実態調査については、その必要性を感じた。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
議会に対応する職員への負担軽減事例について		

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大須賀 浩裕
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
講演：議員のコンプライアンスについて		
講師：内田一夫（元全国都道府県議長会事務局次長）		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
公務員の守秘義務が特別職である議員には適用されないことを改めて認識した。 「やってはいけないこと」を明確にするだけでなく、プレーヤーとして住民のために存分に活動すること（「やるべきこと」）を自らに課すことについては、大いに賛同する。 政務活動費について、「使うことありき」ではないこと、「返金ありき」でもないこと、元々精算払いであり実費（経費）にのみ充当できること、充当は自己責任であること、成果を明らかにすること、収支報告書は会計報告というだけではなく活動報告でもあること、透明性の確保に努めること、特に事務局を信頼し事務局の助言に耳を傾けることに留意していきたい。 SNS は気軽に知らない人ともコミュニケーションがとれるというメリットがある反面、無自覚に人を傷つけてしまい、さらにそれが急速に拡散し炎上するなどのデメリットがある点に気をつけながら、議会活動について積極的に発信していきたいと思う。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
リモートでも良いのではないかと思います。		